

# お知らせ掲示板

## くらし

### 令和3年分以降の年末調整説明会を取りやめます

例年11月に税務署主催で行っていた年末調整説明会は、これまでの集合方式から国税庁ホームページの充実、説明用動画の配信等を活用した情報提供体制へ移行し、令和3年分以降実施しないこととしました。

皆さんのご理解をお願いします。  
☎熊本西税務署(☎355-1181)、熊本東税務署(☎369-5566) ※自動音声案内

### 国民年金保険料の控除証明書は年末調整や確定申告で必要です

国民年金保険料を納付した方へ日本年金機構より「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されます。年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。

【送付時期】1月1日～9月30日に納付した方:11月上旬送付/10月1日～12月31日に今年初めて納付した方:来年2月上旬送付

☎控除証明書専用ダイヤル(☎0570-003-004(ナビダイヤル))、050から始まる電話の場合(☎03-6630-2525)、または熊本西年金事務所国民年金課(☎353-0142)(国保年金課 ☎328-2280)

### 証明書コンビニ交付サービスを休止します

☎11月28日(日)終日 ☎システムメンテナンスのため、マイナンバーカードを利用した証明書コンビニ交付サービスを休止します(地域政策課 ☎328-2067)

### 住所が変わります(世安町・十禅寺町地域)

11月29日(月)から「中央区世安町・十禅寺町地域」が新しい住所に変わります。

【例】(新)中央区世安□丁目□番□号 (旧)中央区世安町○○○番地○  
実施地域の世帯と事業所へは、郵便で新しい住所をお知らせしています。 ※実施地域の地図など詳しくは、市

ホームページへ。(地域政策課 ☎328-2031)

### シェイクアウト訓練に参加ください

☎11月5日(金)午前10時～1分程度 ☎地震を想定した、その場でできる防災訓練です。次の3つの安全行動をその場で行ってください。①姿勢を低くする②頭や身体を守る③揺れがおさまるまで動かず待つ。また、シェイクアウト訓練に併せて以下のような取り組みをお願いします

【取り組み例】①ハザードマップ等で自宅周辺の災害リスクを確認②避難先と避難経路の確認③非常用品の確認④家庭内で災害時の役割分担を考える等  
※訓練の合図は、防災行政無線・緊急告知ラジオ・熊本市災害情報メールでお知らせします。(危機管理防災総室 ☎328-2490)

### 市場公募債(熊本市債)を発行します

☎【募集期間】11月10日(水)～18日(木) ☎【発行日】11月26日(金) ☎発行額100億円、10年満期一括償還、固定金利、年2回払い(毎年5月26日、11月26日)、1万円から1万円単位で購入可。取扱金融機関など詳しくは、市ホームページへ(財政課 ☎328-2085)

### 記念樹プレゼント配布日時を変更します

☎申込期間内(7月23日～10月6日)に記念樹プレゼントに申し込みいただいた皆さまへの配布日時を変更します  
【配布日時】(変更後)12月4日、5日 午前10時～午後3時 (変更前)11月13日、14日 午前10時～午後3時  
※現在記念樹プレゼントの申込受付は終了しました。(環境共生課 ☎328-2352)

### 試験的に市電の折返し運行を実施します

☎11月1日(月)～12月3日(金) ☎朝の通勤、通学ラッシュ時間の混雑緩和のため、一部区間において折返し運行を試験的に導入します。折返し運行の導入期間中はダイヤも変更になります(平日ダイヤのみ実施)。詳しくは、交通局ホームページへ(運行管理課 ☎361-5241)

### 市電に関するアンケート調査を行います

☎11月1日(月)～30日(火) ☎市電のサービス向上および今後の車両導入の参考とするため、市電に関するアンケート調査を行います

※Webアンケートおよびアンケート用紙(市電車内に設置)による調査です。(交通局総務課 ☎361-5211)



↑Webアンケートはこちら

### ごみの野外焼却は禁止です!

ごみの野外焼却は、法律により原則禁止されており、違反した場合は、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその両方が科せられます(法人は、3億円以下の罰金)。

野外焼却で発生する煙には人体に有害な物質を含んでいる恐れがあるだけでなく、その煙や臭いによって、「窓を開けることができない」、「洗濯物に臭いがつく」など周辺住民の方に迷惑をかけることもあります。ごみは正しく処理しましょう。(事業ごみ対策室 ☎328-2365)

### 第31回熊本県暴力追放県民大会

☎11月9日(火)午後1時半～ ☎「暴力団のいない明るく住みよい熊本県」の実現に向け大会宣言・講演などを行います(Webによるライブ配信)

詳しくは、熊本県暴力追放運動推進センターホームページへ。(生活安全課 ☎328-2397)



### 第26回「草枕」国際俳句大会 表彰式

☎11月27日(土)午後1時～3時 ☎市民会館シアーズホーム夢ホール大会議室 ☎入賞者の表彰、選者による講評 ☎「草枕」国際俳句大会実行委員会事務局(☎364-4510)

※今年は当日投句部門の開催はありません。(文化政策課 ☎328-2039)

### 美化協定締結団体を募集しています!

本市では、地域のボランティア清掃などを行う団体と美化協定を締結しています。協定を結び、継続的に美化活動を行う団体には次のような支援を行っています。

- ・活動に必要な用具(ほうき・ごみ袋・軍手・ちりとりの)の提供
  - ・活動で発生した清掃ごみの回収
  - ・ボランティア保険の適用(各種条件有)
- 美化協定の締結団体は随時募集しています。詳しくは、ごみ減量推進課へ。(ごみ減量推進課 ☎328-2365)

### つながりの森づくり補助金

☎住宅や事業所の敷地に樹木を植栽される方へ補助金を交付します ☎①個人の住宅または共同住宅の敷地に、植栽面積10m<sup>2</sup>以上の規模※で樹木を植栽する方/最高5万円②事業所の敷地に植栽面積15m<sup>2</sup>以上の規模※で樹木の植栽をする方/最高30万円③生垣を延長5m以上設置する方/ブロック塀撤去:最高5万円、生垣:最高7万円 ※樹木の高さ・本数に応じて植栽面積に換算します ☎植栽前に環境共生課へ(環境共生課 ☎328-2352)

### 農産物直売所の情報をお届けするアプリが登場!

☎農産物直売所の商品入荷情報などがスマートフォンに届く直売所アプリ「Farm Post(ファームポスト)」が登場しました。お気に入りの直売所や生産者からの情報をリアルタイム ※11月1日から運用開始にお届けします(農水ブランド戦略室 ☎328-2410)



↑アプリダウンロードはこちら

### 「熊本市計画史図集」の刊行・販売

「熊本市形成史図集」(明治22年～昭和22年)および「熊本市形成史図集-戦後編-」(昭和20年～平成26年)に引き続き、3部作シリーズの最終版として「熊本市計画史図集」を刊行しました。

【販売場所】市役所地下1階売店  
①「熊本市形成史図集」 800円  
②「熊本市形成史図集(戦後編)」 600円  
③「熊本市計画史図集」 1,100円(都市政策研究所 ☎328-2784)

### 平成28年熊本地震被災者支援制度(第16版)を配布しています

熊本地震の被災者支援制度をまとめた冊子を配布しています。申請には期限がありますので、内容を確認のうえ、該当する方は早めに申請してください。

【配布場所】区役所 総務企画課、福祉課、住宅政策課、震災対策課、健康福祉政策課(広報課 ☎328-2043)

### ノロウイルス食中毒にご注意!

ノロウイルスによる食中毒や感染性胃腸炎は、これから冬にかけて流行します。手指や食品などを介して口を通して感染しますので、適切な手洗いや食品の十分な加熱により予防しましょう。

詳しくは、市政だよりスマホ版へ。(食品保健課 ☎364-3188)

## 一部の区域で開発許可が厳格化されます

来年4月1日から都市計画法が改正されることに伴い市街化調整区域※1での集落内開発制度指定区域※2(以下、集落内開発区域)等の開発許可が厳格化されます。

- ※1 市街化を抑制すべき区域で積極的に建築が許されていない区域
- ※2 市街化調整区域において住宅等の建築制限が緩和されている区域

### 法律の主な改正点

#### 【集落内開発区域の指定】

災害リスクの高いエリア(災害レッドゾーン、災害イエローゾーン)は原則として集落内開発区域に含まないこととなりました。ただし、災害イエローゾーンについては、地域の実情により、条件付き(安全上および避難上の対策が講じられる等)で例外的に集落内開発区域に含むことができます。

●災害リスクの高いエリアは、「熊本市ハザードマップ」等で確認することができます。 熊本市ハザードマップ  
〈災害レッドゾーン〉 ・急傾斜地崩壊危険区域 ・土砂災害特別警戒区域 等  
〈災害イエローゾーン〉 ・土砂災害警戒区域  
・洪水浸水想定区域(想定浸水深3.0m以上) 等

#### 【集落内開発区域内での開発許可】

災害リスクの高いエリアにおける農地等への新たな住宅等の建築、既存宅地への新たな住宅等の建築に対して、開発許可が厳格になります。(既存建築物の建て替え等は対象外) 詳しくは、市ホームページへ。



熊本市ハザードマップ



市ホームページ(都市政策課 ☎328-2502)

## くらしの中の人権 96

### エイズ患者やHIV感染者に関する人権問題

エイズは、HIVというウイルスに感染することによっておこる病気ですが、HIVの感染力は弱く、職場や学校などの日常生活の中では感染することはありません。また、HIV感染=エイズ発症ということではありません。

現在ではさまざまな治療薬が開発され、感染しても治療を続けることでエイズの発症を防ぐとともに、体内のウイルス量を抑えることで他人への感染を防ぐことができるようになりました。

以前は治療法がなく、この病気の恐ろしさのみが大きく報道されましたが、エイズはもはや「死の病」ではありません。

ぜひ、HIV感染症についての正しい知識を持ち、理解を深め、感染者や患者の立場になって考えてみてください。そして、みんなで一人一人の命や権利が守られるまちを作っていきましょう。

(人権政策課 ☎328-2333)